

地域密着型通所介護 東青梅デイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 積善会が開設する東青梅デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
2、事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 東青梅デイサービスセンター
- 2、所在地 東京都青梅市東青梅1丁目5-28

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1、管理者1名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

2、通所介護従事者 令和6年4月1日現在

管理者 1名

生活相談員 4名（常勤職員2名（1名管理者兼務）、非常勤職員2名（介護職員兼務）

介護職員 7名（非常勤職員5名）

看護職員 2名（非常勤職員2名）

地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3、機能訓練指導員2名（非常勤看護職員2名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4、歯科衛生士1名

口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。

6、調理員4名

食品衛生責任者管理のもと、デイサービスセンター内の厨房で調理を行い利用者の昼食を安全に提供する。

7、運転手6名

利用者に対して安全な送迎を行う。

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1、営業日 月曜日から土曜日および祝日ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2、営業時間午前8時15分から午後5時15分

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分 1日定員18名

(指定地域密着型通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

1、身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護を行う。

2、入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

3、食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

4、機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5、栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

6、口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

7、アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

8、送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

9、相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条

- 1、指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2、利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(地域密着型通所介護計画の作成等)

第9条

- 1、指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。
- 2、地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得

る。作成した地域密着型通所介護計画は、遅滞なく利用者に交付する。

- 3、利用者に対し、地域密着型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定地域密着型通所介護の提供記録の記載)

第10条 地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定地域密着型通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条

- 1、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割又は3割とする。
- 2、第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定地域密着型通所介護に通常要する時間を越えて指定地域密着型通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、レクリエーションアクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3、第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4、指定地域密着型通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、青梅市・羽村市とする。

(契約書の作成)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名押印(記名押印省略可)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 1、地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2、指定地域密着型通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。また、訓練の実施に当たっては、できるだけ地域住民の参加が得られるように努める。

防火管理者 1名

防災・避難訓練 年2回

防災備蓄品を備える。※利用者および職員が過ごせる量を必要量備蓄する。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 1、指定地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2、地域密着型通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3、感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じる。感染対策委員会を開催し、指針を整備し、研修の実施に加え、訓練(シュミレーション)を実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条

- 1、事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定地域密着型通所介護サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2、事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第19条

- 1、事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2、事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3、事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4、事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(業務継続計画の策定)

第20条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

(地域との連携)

第21条 サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を年2回開催する。会議の開催に当たっては、テレビ電話等を活用して行うことができる。ただし、その活用にあつては利用者又は家族が参加する場合は、同意を得なければならない。

(虐待の防止)

第22条 事業所は虐待の防止のために必要な措置を講じる。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

(身体拘束の適正化)

第23条 事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束に向けた意識を持ち、身体拘束しない支援の実施に努める。

(ハラスメント防止)

第24条 事業所は契約者本人又はそのご家族等による暴力又は乱暴な言動、無理な要求物を投げつける、怒鳴る、奇声、大声を発する他、サービス対象範囲外のサービスの強要、セクシャルハラスメント（その他ハラスメント含む）での介護従事者の体を触る、手を握る、性的な話し、卑猥な言動、介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く等やストーカー行為がある場合については法人顧問弁護士に相談し、デイサービスを中止させていただくとともに、当該市区町村に状況報告します。

(記録の整備)

第25条

- 1、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2、サービス提供に関する各種記録については、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第26条

- 1、従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。
- 2、介護に直接携わる職員のうち、医療福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させる。
- 3、事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4、事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 5、この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人積善会と東青梅デイサービスセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定の一部を改訂し、平成30年10月1日から実施する。

この規定の一部を改訂し、平成30年11月12日から実施する。

この規定の一部を改訂し、令和元年5月1日から実施する。

この規定の一部を改訂し、令和2年2月1日から実施する。

この規定の一部を改訂し、令和3年4月1日から実施する。

この規定の一部を改訂し、令和6年4月1日から実施する。